

## 国民体育大会の延期開催に関する規定化について

事務連絡

令和3年(2021年)1月22日

市町村スポーツ振興担当課長 様  
国スポ・全障スポ正式競技団体の代表者 様

長野県教育委員会事務局 国体準備室長

## 国民体育大会の延期開催に関する規定化について

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の本県開催にあたり、日ごろから御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和3年1月5日付けで公益財団法人日本スポーツ協会事務局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、同通知については、日本スポーツ協会のホームページにも掲載されていますので御参照ください。<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid1067.html>

## 記

## 【延期開催の規定化の概要】

- 国民体育大会の開催については、日本スポーツ協会が定める「要項」上、これまで中止の規定しかなかったが、延期の規定が新たに設けられた。
- 大会開催県が開催延期を希望する場合、延期となった大会の開催年は、開催地が決定している年又はこれに準ずる年\*のうち、最も開催年が遅い年の翌年とする。

## &lt;令和3年以降の大会開催順序&gt;

開催地が決定している年				内定している年		内々定している年		
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
三重	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀	青森	宮崎	長野	群馬

\*現時点では、令和7年と8年が「これに準ずる年」にあたる。

長野県教育委員会事務局国体準備室  
(室長) 滝沢 裕之 (担当) 一由 哲也、犬飼 琢生  
住 所 長野市大字南長野字幅下692の2  
電 話 026-232-0111 (内線4476)  
026-235-7442 (直通)  
ファクシミリ 026-235-7451  
電子メール kokutai@pref.nagano.lg.jp

第 2 回 JSP0 国体発第 183 号  
 令 和 2 年 1 月 5 日  
 ( 3 )

長野県教育委員会事務局 スポーツ課 御中

公益財団法人日本スポーツ協会  
 事務局長 根本 光 憲  
 ( 会 印 省 略 )

国民体育大会関係決定事項等について (通知)

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般 12 月 10 日に開催いたしました令和 2 年度第 3 回国民体育大会委員会において、下記の件について決定しましたので通知いたします。

なお、資料につきましては、日本スポーツ協会 HP にて PDF 版を公開いたします。

以下のページからダウンロードの上、ご参照ください。

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/1067/Default.aspx>

【決定事項】

1. 第 78 回冬季大会の開催地について…………… 資料No.1
  - 開催地が未定となっている 2024 年の第 78 回冬季大会について、2021 年が国民体育大会開催基準要項に定める開催決定の時期である大会開催の 3 年前となることから、その開催地の選定及び決定について、伊藤会長と大野国体委員長に一任することが承認された。  
 本件は、令和 3 年 1 月 14 日開催の第 4 回理事会に付議される。
2. 第 85 回大会 (奈良県) の開催申請書提出順序について…………… 資料No.1
  - 提案のとおり第 85 回大会 (2031 年) の開催地として奈良県が、開催申請書提出順序了解県に承認された。

3. 開催基準要項の改定について…………… 資料No.2
  - 国民体育大会の延期開催に関する規定化について、提案のとおり承認された。主な改定内容は以下のとおり。 なお、本改定の施行日は令和 2 年 12 月 10 日付とする。

<主な改定内容>

【国民体育大会開催基準要項】

▶ 第 7 項

- ・ 第 16 項の改定に伴い、第 7 項 3) 及び 4) に、「本要項第 16 項に規定する場合を除き」を追記。

▶ 第 16 項

- ・ 項目に「及び延期の対応」を追記
- ・ (1) について、大会開催県に適用されていた同項の取り扱いを、開催県に限定しない「国内において」に変更。併せて、不慮の災害について、「災害その他の事由が発生した場合」に変更。
- ・ (2) 及び (3) について、「災害その他の事由」の内容及び状況を追記。
- ・ (4) について、大会を延期する場合の手続きについて追記。
- ・ (5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応について追記。

## 国民体育大会開催基準要項

## 【国民体育大会開催基準要項改定案】

## 7 開催の基本方針

(略)

## (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

## 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。

ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注] 公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

## 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

## 3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

## 4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

## 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(略)

## 1.6 大会開催の可否決定及び延期の対応

## (1) 国内において大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害その他の事由が発生したにあっては、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での大会開催を中止するものとする。

## (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害）
- 2) 人為災害（火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害）
- 3) 特殊災害（テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害）
- 4) その他これに類する事象（感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む）

## (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。

- 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
- 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限さ

れる状況

- 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会（本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。）の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合には、次に示す手続に従うものとする。
  - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
  - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
  - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
    - ① 冬季大会：開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
    - ② 本大会：開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
  - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
  - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
  - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
  - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。
- (5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第7項で定める。

## 18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
  - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
  - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
  - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
  - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック